

CFD 取引ツール利用規定

楽 天 証 券 株 式 会 社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号

| | |
|-------------------------------------|---|
| CFD 取引ツール利用規定 | 1 |
| CFD 取引ツール利用規定の目的 | 3 |
| 第 1 条 CFD 取引ツールの利用 | 3 |
| 第 2 条 CFD 取引ツールの利用制限 | 3 |
| 第 3 条 CFD 取引ツール及び内容の変更 | 3 |
| 第 4 条 CFD 取引ツール利用料 | 3 |
| 第 5 条 免責事項 | 3 |
| 第 6 条 変更 | 4 |

CFD 取引ツール利用規定の目的

CFD 取引ツール利用規定（以下、「本規定」といいます）は、お客様が楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます）で証券 CFD 取引、および商品 CFD 取引（あわせて、以下「CFD 取引」といいます。）を行うにあたり、当社がお客様に提供するソフトウェア（以下、「CFD 取引ツール」といいます）の利用について必要な事項を定めるものです。あらかじめ本規定を十分にご理解いただき、ご承諾のうえ「CFD 取引ツール」をご利用ください。

なお、本規定に定めなき事項は、別途当社が定める総合証券取引約款のほか、他の約款・規定の定めるところによるものとします。また、本規定に係るお客様のご同意が無い場合、お客様は CFD 取引ツールを利用することができません。

第1条 CFD 取引ツールの利用

お客様は、CFD 取引ツールを利用し、CFD 取引を利用することができます。

2. CFD 取引ツールはインターネットを利用して CFD 取引(金融商品取引)を行うためのソフトウェアです。CFD 取引ツールの利用にあたっては、本規定のほか、当社が別途定める「総合証券取引約款第2章「インターネット取引」の規定も適用されるものとします。

第2条 CFD 取引ツールの利用制限

CFD 取引ツールに関する著作権、知的所有権及びその他一切の権利は当社および MetaQuotes Software Corp.に帰属し、お客様が本規定に従って CFD 取引ツールを利用されるほか、CFD 取引ツールの全部又は一部についてその目的の如何を問わず、複製、改造、リバース・エンジニアリング、ディコンパイル、ディスアSEMBル又は変更することはできません。

2. CFD 取引ツールは、第三者に販売、譲渡、質入、貸与又は頒布すること並びに CFD 取引ツールから受ける情報を、営業に利用することはもちろん、第三者へ再配信すること、第三者と共同して利用すること、第三者の利用に供することはできません。
3. 当社は、お客様が前各項に違反している、又は違反する恐れがあると判断した場合、当該お客様の CFD 取引における全てのお取引を停止することができるものといたします。

第3条 CFD 取引ツール及び内容の変更

当社は、お客様に通知することなく、CFD 取引ツールの全部又は一部の停止、中止及び仕様変更を行う場合があります。

第4条 CFD 取引ツール利用料

CFD 取引ツールの利用料は、原則、無料といたします。

2. CFD 取引ツールの利用料は、経済情勢等の変動に伴い改訂できるものとします。

第5条 免責事項

当社は、CFD 取引ツールにおいて提供する情報等に関しては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。万一この情報に基づいて被ったいかなる損害についても、当社は一切責任を負うものではありません。但し、当社に故意または重過失があったことにより損害

を生じた場合を除きます。

2. お客様は、ご自身の投資判断で CFD 取引ツールを利用して CFD 取引をおこなうことを自認し、当社は、CFD 取引ツールを利用した取引の結果について、いかなる責任を負うものではありません。
3. CFD 取引ツールのインストール又は使用に関連してお客様に直接的または間接的に発生する一切の損害（ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合、通信回線・設備の障害等を含むがこれに限らない。）及び第三者からなされる請求について当社は一切責任を負うものではありません。

第6条 変更

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくは命令、その他必要が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2020 年 12 月)